

不祥事から身を守るためのセルフチェック

日常生活や校務における自分の行動や考えについて、正直にチェックしてみましょう。

迷う項目があったら、注意が必要です。

1 飲酒運転関係 ※「車両」とは「自家用車・オートバイ・自転車」です。

- 飲酒を伴う席に参加するときは、必ず車両を自宅等に置いて参加している。
- やむを得ず飲酒を伴う席に車両で行った場合、車両で来ていることを周囲に告げ、絶対に飲酒していない。
- 深夜まで飲酒した時や二日酔いの場合、翌朝は車両を運転していない。
- 飲酒運転をしたり、飲酒運転で事故（物損・自損を含む）を起こしたりした職員は、懲戒処分を受けることを認識している。
- 車両を運転する者に飲酒をさせた者、そこに同席していた者も罪に問われることを認識している。

チェック数 / 5

CHECK!

【標準的な処分量定（懲戒処分の指針より）と処分事例】

【標準的な処分量定】

○飲酒運転での交通事故等

- ア 飲酒運転で事故を起こした職員は、免職とする。
- イ 飲酒運転をした職員は、免職又は停職とする。
- ウ 飲酒運転となることを知りながら車両・酒類を提供し、又は飲酒を勧めた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。飲酒運転であることを知りながらこれに同乗した職員や、同乗しない場合であっても飲酒運転であることを知りながらそれを容認した職員も同様とする。
 なお、これらの場合において、飲酒運転をした者が本市職員であり、その職員を懲戒処分とするときは、その処分量定と同じとする。 ※ 飲酒運転とは、酒酔い運転及び酒気帯び運転をいう。

【処分事例】

事案概要		処分内容	
1	・当事者は 19 時から翌午前 1 時まで飲酒。午前 6 時頃、当事者は自家用車を運転し道路脇フェンスに衝突。警察への通報を行わず、自家用車を放置し帰宅。 ・通報を受けた警察は当事者を検査したところ、基準値を超えるアルコールが検出され、当事者に対し酒気帯び・安全運転義務違反・事故不申告の通告をした。	当事者	懲戒 免職
		校長	嚴重注意

2 交通違反関係

- 交通ルールを守って運転している。
- 運転中は、運転に集中するように心がけており、携帯電話（スマホ）等を操作したりしていない。
- 自転車の場合に、傘さし運転やイヤホンの使用、携帯電話の「ながら運転」などをしていない。
- 出勤の時や出張等に行く場合は、時間に余裕を持って出発している。
- 速度超過違反でも、懲戒処分の対象となることを理解している。
- どんなに軽微な事故であっても、必ず警察と管理職に連絡しなければならないことを認識している。
- 重大な交通事故では、禁錮以上の刑に処せられる場合があり、その場合は失職することを理解している。

チェック数 / 7

CHECK!

【標準的な処分量定（懲戒処分の指針より）と処分事例】

【標準的な処分量定】

○飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）

- ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。
- イ 人に傷害を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職、停職又は減給とする。 ※ 処分の決定に際しては、過失の程度や事故後の対応も考慮の上、判断するものとする。

○交通法規違反

著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

この場合において、物の損壊に係る交通事故を起こして、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職、停職又は減給とする。

【処分事例】

事案概要		処分内容	
1	・当事者は、帰宅時、自家用車を運転していた際、歩行者に衝突し全治約 3 週間の怪我を負わせた。 ・当事者は、相手側を救護する等必要な措置を講じず、かつ、直ちに警察への通報をしなかった。	当事者	分限休職・失職

3 わいせつ・セクハラ関係

- 必要以上に近づいたり身体に触れたりする身体的なセクハラと、性的な話題や容姿にかかわるような発言をしたりする精神的なセクハラがあることを理解している。
- 児童生徒に対して、「男だから」「女だから」という意識で指導しないよう心がけている。
- 同僚や保護者に対しても、わいせつ・セクハラ行為をすることは処分の対象となることを理解している。
- わいせつ行為や盗撮行為は犯罪であり、重い処分を受けることを理解している。
- 管理職や保護者の許可なしで、児童生徒とメールやライン等のやり取りをしていない。
- 児童生徒を車に同乗させない。
- 個人的に児童生徒と学校外で会わない。
- 宿泊を伴う行事での児童生徒の見回りは、複数の教職員で担当し、一人で異性の部屋に入っていない。
- 一人対一人で児童生徒を指導するときは、ドアを開けておくなど、密室とならないよう配慮している。

チェック数 / 9



【標準的な処分量定（懲戒処分の指針より）と処分手例】

【標準的な処分量定】

○セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

- ア 職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。
- イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。
- ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

○児童生徒に対する非違行為関係 わいせつな行為等

- ア 児童生徒に対してわいせつな行為を行った職員は、免職とする。
- イ 児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、停職又は減給とする。
ただし、性的な言動を執拗に繰り返すなど特に悪質な場合は、免職とする。

○保護者に対する行為

関係ある保護者に対して、同意の有無を問わず、性的行為と受け取られるような身体的接触等をした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

【処分手例】

事案概要		処分内容	
1	・当事者（男）は、休日パチンコ店において、スマートフォンで女性店員の後ろからスカート内を盗撮し、逮捕された。	当事者	懲戒 免職
		校長	嚴重注意

4 体罰関係

- 体罰の具体的な内容について、通知等を踏まえ、十分理解している。
- 「体罰は愛のムチである」「体罰やむなし」などと、体罰を肯定していない。
- 児童生徒への指導は、感情的にならず、教育的配慮をもって行っている。
- 暴言も体罰に当たることを認識して行動している。
- 部活動等の指導では、勝利至上主義に陥ることなく、児童生徒の思いや願いに応えられるように努めている。
- 体罰をしている同僚を見たら、速やかに止めている。
- 体罰をしている同僚を見たら、管理職に報告している。

チェック数 / 7



【標準的な処分量定（懲戒処分の指針より）と処分手例】

【標準的な処分量定】

○児童生徒に対する非違行為関係 体罰等

- ア 体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた職員は、免職とする。
- イ 体罰により児童生徒に傷害を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。ただし、体罰を常習的に行っていた場合、又は体罰の態様が特に悪質な場合は、免職又は停職とする。
- ウ 侮辱的な言動により児童生徒に精神的苦痛を迫わせた場合は、体罰の量定に準じて扱う。

【処分事例】		
	事案概要	処分内容
1	<ul style="list-style-type: none"> 当事者は、下校指導時、児童Aを廊下へ出し、両腕を持って壁に体を押し当て、両肩、両腕と鎖骨付近に打撲によるあざを負わせた。 また、当事者は、違う日の朝、教室で児童Bの首の後ろを押さえて押し倒し、左足くるぶしあたりにはげを負わせた。 	当事者 懲戒 戒告
		校長 嚴重注意
2	<ul style="list-style-type: none"> 当事者は家庭訪問時、生徒Aの態度に感情的になり、当該生徒の髪の毛をつかんで転倒させ、顔面を平手でなぐるなどの暴行を加え、加療約4週間を要する怪我を負わせた。 	当事者 懲戒 免職
		校長 処分なし

5 個人情報の取り扱い関係

- 自校の「情報資産の取り扱いに関する実施手順」を理解している。
- 学校業務で取り扱う個人情報は、USBメモリ等の記録媒体には保存せず、校務システム内で管理している。
- 個人情報を含むデータを、個人（自宅）のパソコンやスマートフォンなどに保存していない。
- 許可なく児童生徒の写真や動画を撮影したり、保存したりしない。
- 許可を得て撮影する場合でも、個人の機器ではなく学校の機器を使用するようにしている。
- 許可を得て撮影した児童生徒の画像等であっても、速やかにキャビネットに移して保存するとともに、固有名詞も含めてSNS等に掲載したりしない。
- 個人情報を扱っていない場合でも私物のタブレット端末やスマートフォン等の機器を、原則授業や部活動等に持ち込んだり使ったりしていない。
- 個人情報を扱っていない場合でも個人パソコンはパスワードでログインし、ロックがかかる設定にしている。

チェック数 / 8



【標準的な処分量定（懲戒処分の指針より）】

【標準的な処分量定】

○守秘義務違反

職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。

○個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

○個人情報の不当利用

職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益に供するために個人的に使用する等不当な目的に使用した職員は、免職、停職又は減給とする。

【処分事例】

	事案概要	処分内容
1	<ul style="list-style-type: none"> 当事者は、担当する学級の生徒名簿等を保存したUSBメモリをかばんに入れて出勤した。 同僚と飲食店に立ち寄り、帰宅途中にUSBメモリの入ったかばんを紛失した。 	当事者 懲戒 減給 (1/10)1月
		校長 懲戒 戒告

6 学校徴収金等の処理関係

- 学校徴収金の管理は預金口座で行い、やむを得ず現金を徴収し校内で一時的に保管する場合は、耐火書庫で保管・管理している。
- 徴収金額・徴収方法等については、学校長の決裁を受け、保護者会等で説明し校長名の文書で連絡している。
- 学校徴収金の支出にあたっては、支出伝票（伺）を作成し、校長の決裁を受けている。
- 会計処理に当たっては、事務処理分担表に従って行き、毎月管理職等の確認・監査を受けている。
- 公金及び学校徴収金については、一時的な立て替えであっても、流用していない。
- 学校徴収金等のすべての会計において、キャッシュカードを作成していない。
- ポイントカード・クレジットカードを利用して支払いをしていない。
- 業者選定委員会等を設置し、特定の業者との癒着を疑われるような行為をしていない。
- 当該年度の収支終了後、速やかに会計報告を作成し、保護者に報告している。また、年度末に残額が発生したときは、保護者に返金している。

チェック数 / 9

【標準的な処分量定（懲戒処分の指針より）】

【標準的な処分量定】

○公金公用物品取扱い関係

- (1) 横領
公金又は公用物品を横領した職員は、免職とする。
- (2) 窃取
公金又は公用物品を窃取した職員は、免職とする。
- (3) 詐取
人を欺いて公金又は公用物品を交付させた職員は、免職とする。
- (4) 紛失
公金又は公用物品を紛失した職員は、減給又は戒告とする。
- (5) 盗難
重大な過失により公金又は公用物品の盗難に遭った職員は、減給又は戒告とする。
- (6) 公用物品損壊
故意に職場において公用物品を損壊した職員は、減給又は戒告とする。
- (7) 諸給与の違法支払・不適正受給
故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。
- (8) 公金公用物品の不適正処理
自己保管中の公金又は公用物品について目的外の用途に使用するなど不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とする。
- (9) パソコンの不適正使用
職場のパソコンをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

【処分事例】

事案概要		処分内容	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者は、保護者からの学校徴収金約500万円を着服し、入院費、治療費、生活費、遊興費等に充てた。 ・管理監督者である校長及び教頭は、学校徴収金等口座の入出金を当事者任せにしたことに加え、点検確認を怠った。 	当事者	懲戒 免職
		管理監督者	校長 懲戒 減給 (1/10)6月 教頭 懲戒 減給 (1/10)1月

7 その他

- 教育公務員として、給与・賞与以外のいかなる報酬も受け取っていない。
- 学校外から依頼された業務内容が、教員としての専門性を生かし、かつ校務に支障のない場合であっても、何らかの報酬等がある場合には、必ず営利企業等従事許可願いを管理職に提出することを理解している。
- サラリーマン金融などの高利貸し業者から、お金を借りたりしていない。
- 不祥事を起こした場合は、被害者やその家族はもちろんのこと、自らの勤務先の児童生徒や同僚、そして自らの家族にも心身の苦痛を与え、場合によってはそれらすべてを失う可能性もあることを理解している。

チェック数 / 4



【標準的な処分量定（懲戒処分の指針より）】

【標準的な処分量定】

○非行関係

放火、殺人、傷害、暴行、けんか、器物損壊、横領、窃盗・強盗など15項目について処分量定が定められている。

○営利企業等従事

許可を得ず、営利を目的とする会社等の役員等を兼ね、若しくは、自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業等に従事した職員は、停職、減給又は戒告とする。

【処分事例】

事案概要		処分内容	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者は、休日、駅校内において、ベンチに座っていた男性社員がその場から離れた際、タブレットなどが入ったかばんを盗んだ。 ・当事者は、警備中の県警鉄道警察隊員に窃盗の疑いで現行犯逮捕された。 	当事者	懲戒 免職
		校長	嚴重注意